

2 国営諫早湾干拓事業について

諫早湾干拓の現在



・有明海の再生を目指す観点から総合的に判断して開門を受け入れたとする菅元総理の判断は誤りであつたことが明らかとなっており、開門方針を白紙の段階から見直していただきたいこと。

菅元総理は一方的に開門判決を受け入れたこと

◆地元からは、アセスの結果を踏まえて、科学的・客観的立場からプラス面とマイナス面を比較衡量したうえで慎重に判断していただきたいことを繰り返し国に要請したにもかかわらず、菅元総理は、地元の強い上告要請に耳を傾けることなく、「有明海の再生を目指す観点から開門判決を受け入れた」こと。



総合的に判断すれば開門すべきではないこと

◆国のアセスでは、開門しても潮流や水質等に影響が及ぶのは諫早湾内に止まり、有明海の環境改善につながる具体的効果が期待できないことは明らかになったこと。

◆開門すれば地元の防災・営農・漁業面に深刻な影響が想定されるなどマイナス面がほとんどであること。

諫早湾干拓事業を有明海全体の環境悪化の主な要因と考えることは、もともとできないこと

◆福岡高裁判決でも、漁業被害との因果関係を認めたのは、あくまでも諫早湾及び近傍部のみであり、それ以外の有明海全体の環境変化と諫早湾干拓事業との因果関係を認めることはないとされていること。

◆有明海全体の貝類の漁獲量が大きく減少したのは、平成9年の潮受堤防締切りよりずっと以前の昭和50年代後半であり、その時期は熊本新港や筑後大堰などの大型公共事業やノリの酸処理剤使用開始時期と一致すること。

福岡高裁判決には、多くの問題が含まれている。

確定判決の問題点（佐賀本訴福岡高裁判決）

(控訴) H20.7.10

[一審原告] (控訴人50名・被控訴人49名) 有明町(長崎県)、太良町(佐賀県)等の漁業者

[一審被告] (控訴人兼被控訴人) 国

(判決) H22.12.6

判 決：判決確定の日から3年を経過する日までに、防災上やむを得ない場合を除き、諫早湾干拓地潮受堤防の北部及び南部各排水門を開放し、以後5年間にわたって同各排水門の開放を継続せよ

※ 第一審と第二審を合わせると、計58名（有明漁協17名、島原漁協13名、大浦漁協28名）が認容された。

- 判決理由：
- 1 一審原告らは、諫早湾湾口部及びその近傍部における魚類についての漁業行使権を有している。
 - 2 潮受堤防の締切と前記一審原告らの漁業被害との間の因果関係が認められるので、同人らは、その漁業行使権を侵害されている
 - 3 潮受堤防の防災機能は限定的なものであり、干拓地における営農にとって本件潮受堤防の締切が必要不可欠であると言えない。また、排水門の常時開放によって、漁業被害が発生する具体的な危険性があること及び被害の程度等を認めることができない。さらに各排水門を常時開放しても、防災上やむを得ない場合にこれを閉じることによって、その防災機能を相当程度確保することができる。
 - 4 国と漁協との補償契約については、契約書上、漁協の組合員は当事者となっていない。

※有明海全体、ノリ、タイラギについて、因果関係は否定されている。

判決の問題点



- ①同じ案件の工事差止め処分に関する平成17年最高裁決定では、本判決とほぼ同様の証拠であったにも関わらず、漁業被害との因果関係は認められないとして工事差止め処分請求を棄却していること。
 - ②判決は常時開放しても気象予報により閉鎖すれば問題ないとするが、気象予報は、3割しか当たっておらず、適切な洪水対策を講じることはできないこと。
 - ③3億円以上の洪水被害は締め切り前は15年間で7回の発生に対し、締め切り後は3回と半減しており防災機能は十分発揮されていること。
 - ④農業への影響で最も大きな問題は、農業用水の確保であるが、判決では、代替水源の確保の可能性に言及するのみで、具体的な実現可能性を検証していないこと。
 - ⑤漁業への影響については、潮受け堤防締め切り直前の速い潮流によるあさり漁場被害や平成14年の短期開門調査時の漁業被害（国は約6000万円の補償）など実際に被害が発生した事実があること。
 - ⑥原告を含む旧大浦漁協、旧島原11漁協組合員は各漁協の組合長に補償契約締結の委任行為を行った上で、以後求償を行わない旨の契約を締結した事実があること。
 - ⑦判決は常時開放することにより巨額の費用は要しないとするが、国においては、開門対策費として300億円を超える巨額な経費が予算計上されていること。
- ※なお、国の立証活動は、極めて不十分であり、判決の中でも主張・立証の不十分さを指摘されている。